

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和2年8月21日)

項 目	ページ
1 第11回中海会議の開催結果について 【農地・水保全課、水産課】……………	1
2 とっとり花回廊の指定管理者募集要項（案）の概要について 【生産振興課】……………	3
3 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例のパブリックコメントの 実施結果等について 【畜産課】……………	5
4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】……………	6

農 林 水 産 部

第11回中海会議の開催結果について

令和2年8月21日
総合統括課
水環境保全課
農地・水保全課
水産課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する第11回中海会議を以下のとおり開催しました。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」を踏まえ、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置（平成22年4月22日）した会議。

※個別課題の検討・調整を行うため、次の4つの部会等を設置している。

- ①中海湖岸堤等整備にかかる調整会議 ②中海の水質及び流動会議 ③中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ
④中海の利活用に関するワーキンググループ

- 1 日時 令和2年8月19日（水）午後2時から4時まで
2 場所 米子ワシントンホテルプラザ
3 出席者 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局次長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長
＜オブザーバー＞ 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地副司令）

4 概要

(1) ラムサール条約登録15周年について

○令和2年度は、15周年を迎えることから、条約登録後に活発化したワイズユースや保全再生の取組を振り返り、国、両県、沿岸4市が未来志向のもと、さらに連携していくことを確認した（記念イベントを10月31日に米子市にて実施予定）。

(2) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

○部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、中海湖岸堤整備の進捗状況等について報告が行われるとともに、大橋川改修事業の条件として、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行して時系列的に整備する手順を踏まえ事業を進めることについて、改めて確認がなされた。

[報告の概要]

- ・中海湖岸堤の短期整備箇所については、鳥取県側は昨年度までに全箇所が完成し、また、島根県側も今月中の完成予定となり、引き続き短中期整備箇所の進捗を図って行くことが報告された。
- ・そのうち、短中期整備箇所である米子港防波堤箇所については、一部区間が「かわまちづくり計画」として登録、事業化されており、今年度は、県や米子市と調整を図りながら親水護岸の詳細設計を行うことが報告された。

[主な意見]

- ・事業化された「かわまちづくり計画」における親水護岸整備は、地元もたいへん期待している。予算確保、進捗管理について配慮をお願いしたい。（米子市長）
- ・大橋川改修においては、白潟地区や朝酌矢田地区の用地買収が大詰め段階であるので、国にはしっかり予算確保をお願いしたい。また、中海湖岸堤整備については、引き続き短中期・中期整備箇所のスケジュールを明確にし、地元の意見も聞きながらしっかり取り組んでいただきたい。（松江市長）
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が最終年度となっているが、全国的に大規模な浸水被害が続いていることから、次年度以降も継続して予算の総枠確保が必要である。（島根県知事）

(3) 中海の水質及び流動について

○部会「中海の水質及び流動会議」（事務局：鳥取県生活環境部）から、令和元年度の水質状況や改善に係る流入及び湖内負荷対策の取組について報告が行われ、引き続き水質モニタリングを継続するとともに、評価を行い必要な対策を講じていくことが確認された。

[報告の概要]

- ・令和元年度は、12地点3項目（COD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りん）の36データのうち、35データで目標を達成した（米子湾のCODのみ未達成）。全窒素、全りんは平成21年度に水質目標値設定以降、11年目にして目標を達成した。
- ・目標を達成した要因は、①下水道等の生活排水対策が進んだことによる窒素、りんの流入量の減少 ②浅場造成・覆砂による底層からの窒素、りんの溶出量の減少 ③9～11月の降水量が少なく、道路、側溝、山林、水田等からの自然系流入負荷の減少の3点が考えられる。
- ・令和元年度の部会の取組として、水質目標値を達成していない米子湾エリアに注目し、米子市中央ポンプ場沖を底質改善の地点としてファインバブルによる実証試験の取組や底質調査及び覆砂効果シミュレーション等の取組を実施し、今後も取組を継続する。

[主な意見]

- ・浅場造成、覆砂には期待している。覆砂の効果検証シミュレーションを進め、調べながら進めていただきたい。（米子市長）
- ・流入負荷の削減、米子湾が奥地であることの地形的な問題、深く湖底を掘削した地域等、様々な課題がある。今後ともモニタリングしながら水質改善対策を継続してもらいたい。（鳥取県知事）

(4) 中海の水産資源の現状について

- 昨年度の会議において、水産資源の減少を懸念する意見が示されたことから、両県が保有する漁獲量や漁業者数などのデータについて事務局（鳥取県令和新時代創造本部）から報告され、水産資源の回復や水産業の振興について、次回の中海会議でどのように議論していくか両県で協議していくことが確認された。

[報告の概要]

- ・漁獲量は、鳥取、島根両県ともに年々減少傾向であり、漁業者の減少と高齢化の進展による操業効率の低下が一つの要因と考えられる。他方、中海の利活用の取組として、サルボウガイのかご養殖試験や、マハゼの陸上養殖試験等の水産振興の取組が行われており、成果が出始めている。

[主な意見]

- ・水質と水産資源との関係が分からない。これを調査・分析するための水産振興部会を設けてはどうか。（松江市長）
- ・漁業者にとって魅力がなければ漁獲量も増えないのではないか。（島根県知事）
- ・地元の水産資源を採って地元で消費する循環を作る必要がある。（米子市長）

(5) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市経済部）から、中海沿岸農地の排水不良改善の取組状況について報告がなされるとともに、引き続き、関係機関が公共残土に関する情報の共有化を図り、客土（農地嵩上げ）材としての公共残土受け入れを促進していくことについて確認がなされた。

[報告の概要]

- ・崎津モデルほ場（A=3.3ha）において、令和元年度はA=0.31haの客土を実施し、全体進捗が54%となった。また、新たに彦名地区（A=0.7ha）で排水対策工事に着手した。
- ・対策農地における営農改善が図られ、夏ねぎ栽培が可能となったと農業者から評価を受けた。

(6) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：島根県政策企画局）から、中海の利活用の取組について報告がなされるとともに、今後取組の重点化や成果目標の設定を行うことが確認された。

[報告の概要]

- ・「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」が全面供用開始され、鳥取うみなみロードとともに、鳥取県の東西を結ぶコースが利用可能となった。
- ・今年度から、鳥取県の水産部局もメンバーとして参画したことから、国交省が整備した造成浅場で試験を行い、採取した幼魚を使用して、民間と共同でマハゼの陸上養殖試験に取り組んでいる。
- ・昨年度の中海会議で取組の重点化等について提案があったことを踏まえ、今年度は、各取組について基本的理念を設定した。次年度へ向けて取組の重点化等について具体的な検討を進める予定。

[主な意見及び提案]

- ・よなごベイ・ウォーターフロント検討会による「かわまちづくり」の推進はインパクトのある取組であり、ご協力をお願いしたい。また、サイクリングコースの設定は多くの集客を期待できるので重点課題として取り組んでほしい。（米子市長）
- ・環境教育の観点として、プラスチックごみ問題について学ぶ機会があってもよい。（境港市長）

とっとり花回廊の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和2年8月21日
生産振興課

令和3年度からとっとり花回廊の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 交流・学習に関する業務
(他施設・他団体との交流、学習・普及啓発活動、地元自治体・地域との連携)
- エ その他、施設の管理運営に必要な業務（利用者応接、利用者へのサービス提供など）

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 基本方針
メインフラワーをユリとする花と緑があふれる「日本最高レベルのフラワーガーデン」にふさわしい施設設備の維持管理及び利用者へのサービス提供に努め、本県の観光拠点施設としてとっとり花回廊の利用促進を図ること。
また、県産花きの優先調達及びPRを通じて、県内花き園芸の振興に資すること。
- イ 開園時間、休園日、利用料金等はあらかじめ知事の承認を得て決定する。
 - ・開園時間は現行（9時から17時まで（12月から3月は、9時から16時半まで））の開園時間数を下回らないこと。
 - ・休園日は現行（12月から3月までの火曜日及び12月29日から1月1日まで）の休園日数を上回らないこと。
 - ・利用料金は高校生以上1,000円/人、小中学生500円/人を標準とする。

ウ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 成果目標として、年間入園者数35万人以上を目標とすること。
- イ 本県の観光拠点施設として、周辺観光地・施設と一体となった情報発信・広報宣伝に努め、利用促進を図ること。また、県産花きのPRにも努めること。
- ウ とっとり花回廊の魅力向上、利用者の満足度向上につながるイベントを効果的な時期や方法により企画・実施することにより、利用促進を図ること。
- エ 園内外において、花と緑、自然に関する学習・普及啓発活動を行うこと。
- オ とっとり花回廊へは公共交通機関が直接乗り入れていないことから、その代替手段として米子駅ととっとり花回廊を結ぶ無料シャトルバスを運行することにより、利用者への利便提供及び利用促進を図ること。
- カ 次の者を配置すること。
 - (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（園長）
 - (イ) 業務の区分（施設管理業務、運営管理業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者
 - (ウ) 施設管理業務を担当し、必要な資格（危険物取扱者、水道技術管理者、防災管理者）を有する者
 - (エ) 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者
- キ 再委託に関する条件：業務を一括して第三者に再委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の業者に委託することができること。
 - (ア) 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。
 - (イ) 再委託に当たっては、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。
 - (ウ) 障がい者福祉の観点から、小規模作業所等へ除草、清掃等を内容とする軽作業業務を再委託すること。
 - (エ) 高齢者雇用に配慮するため、シルバー人材センター等へ除草作業等を再委託すること。
- ク 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額2,032,730千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

4 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで〔5年間〕

（今後の民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、指定管理期間の変更があり得ることを了承の上、応募すること。）

5 応募資格

鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール（案）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和2年9月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和2年10月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和2年10月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和2年11月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和2年12月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

- 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理者候補を選定。
- 審査委員会委員
学識経験者、公認会計士又は税理士、当該施設に関する有識者、農業振興戦略監〔計5名〕
- 選定基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例）

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・観光振興への取組、花き園芸振興への取組 ・サービス向上策、利用促進策等 ○管理の基準 ・開園時間、休園日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握及び対応方針
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保出来る見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例のパブリックコメントの実施結果等について

令和2年8月21日
畜産課

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和2年7月22日（水）から8月5日（水）まで15日間
- (2) 周知方法
- ・新聞広告、県ホームページへの掲載
 - ・県内主要箇所（県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等）でのチラシの配架
 - ・和牛生産者及び関係者との意見交換会（県内3か所）
- (3) 意見受付件数 9件（9名）

2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針等
既に県有種雄牛の精液は県外流出しているので、遺伝資源を保護する体制の整備は必要。	条例の制定で終わることなく、機会を捉えて継続的な周知を図り、県外流出させない意識を高めていく。
この条例で、今年4月から遺伝資源保護を目的に県と生産者、関係者が交わしている契約に対する理解の促進につながる。	遺伝資源が知的財産であるとの考え方や保護する必要性について、継続して浸透を図っていく。
県産和牛のブランド化に資するような条例にしてほしい。	遺伝資源の保護だけでなく、販路拡大の促進、産肉能力向上や研究開発等、県産和牛の振興計画にも取り組むこととしている。
国による法改正に併せて所有権を留保する契約を既に交わしているが、加えてこの条例を制定する意義はあるのか。	条例には、県有種雄牛の遺伝資源を守り、和牛産産を振興させていくという意識を県民で共有する目的があり、その周知を図っていく。
全国和牛登録協会の高等登録※の第1号だった栄光号は我が国の和牛改良に大きく貢献した歴史がある。しっかり説明してほしい。	栄光号や気高号の全国の和牛改良への歴史的な貢献について、表現を検討する。

※高等登録＝（公社）全国和牛登録協会が行う黒毛和牛の登録制度の中でも、より厳しい条件（血統、体格審査、繁殖成績など）に適合した牛に与えられる登録。

3 今後の予定

- 令和2年 9月：9月議会でパブリックコメント等の意見を踏まえた最終条例案を提案
令和2年10月：9月議会で可決後公布し、周知を図る。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年8月21日
農地・水保全課

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	般若区有ため池改修工事	倉吉市 般若	株式会社 チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央	(当初契約額) 109,080,000円	平成31年3月28日 ～ 令和2年1月14日	(当初契約年月日) 平成31年3月28日	【工事内容】 ため池改修工事 堤体工 掘削工 V=7,855m ³ 盛土工 V=7,116m ³ 盛土材改良工 V=4,236m ³ (-) 残土処分 525m ³ 取水施設工 底樋工 L=10m 斜樋工 1式 付帯工 1式 仮設工 工事用道路設置撤去、水替工 1式 ○変更内容 ・掘削残土は他工事に流用する計画としていたが、軟弱で流用が困難なことから、残土処分を追加する(工事費の増)。 ・上記処分にあたり、公共残土処分場に搬入可能な状態まで乾燥させる必要があることから工期を延伸する。	
				(第1回変更後契約額) 120,419,680円 変更額 11,339,680円	(変更後工期) 平成31年3月28日 ～ 令和2年3月19日	(第1回変更契約年月日) 令和2年1月10日		
				(第2回変更後契約額) 134,862,680円 変更額 14,443,000円	(変更後工期) 平成31年3月28日 ～ 令和2年7月31日	(第2回変更契約年月日) 令和2年3月10日		
				(第3回変更後契約額) 137,766,680円 変更額 2,904,000円	(変更後工期) 平成31年3月28日 ～ 令和2年9月30日	(第3回変更契約年月日) 令和2年7月27日		